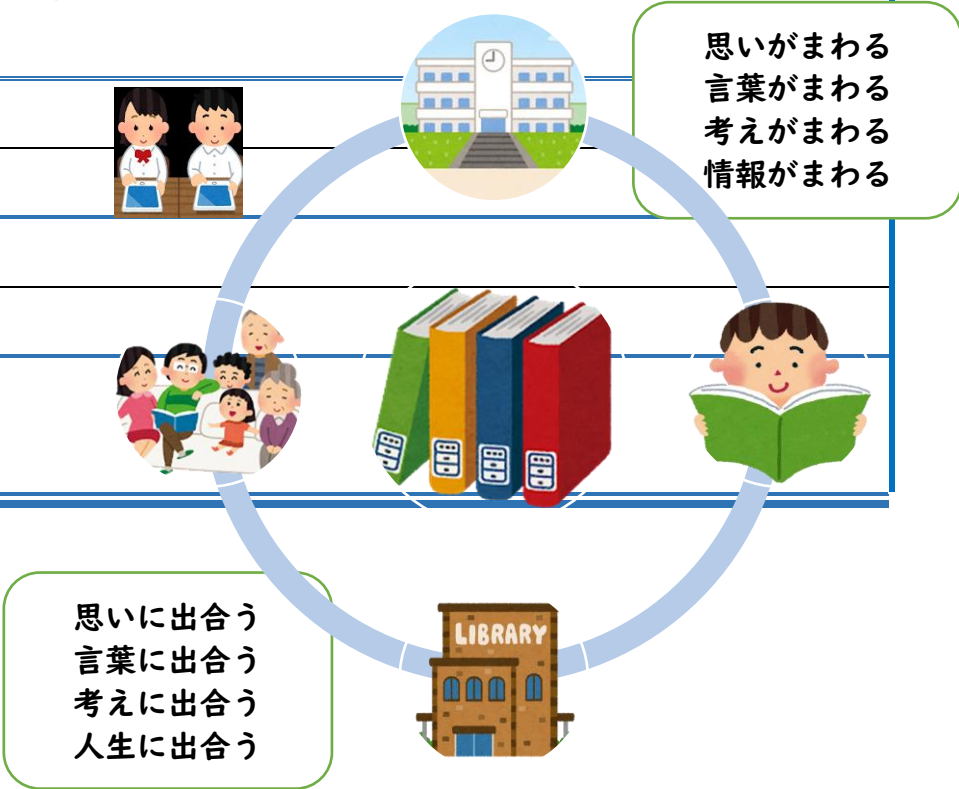


(仮称)「私たちが選ぶ本」事業案

- 各校の児童生徒がICT端末を活用し、お薦め図書を投票し、市内ランキングを作成、各校に配架。
- 同じ本を読むことを通じて思い、言葉、考え、情報の共有・発信。
- 未来をひらく言葉の学びの旅へ、さあ、出かけよう。（「現代の国語：三省堂」から）

	時期	内容	備考
予選リーグ (地区予選)	令和4年4月23日 (読書の日)	各小中学校別予選リーグ(各学校で投票実施) (小学校1～3年, 4～6年, 中学校の3つのステージごと)	◎ICT端末(クロームブック)で実施
	4月	各小中学校 予選リーグ投票結果の発表 各校投票結果の1～10位は市内大会へのシード権獲得 ①	各校図書館で, 他校の情報も掲示
	6月	敗者復活 上位には選ばれなかったが, マニアック本から敗者復活 ②	
ノミネート完了		①②から, 市内大会, ノミネート本を決定	
広報活動開始		○子ども司書(小学生)で小学校のおすすめ本のポップを作成 ○中学生 各校図書委員会でポップを作成	○子ども司書の活動に組み込む ◎ICT端末で共有
市内大会開催	9月	全小中学校 おすすめ本の投票を実施	◎ICT端末で実施
結果発表		投票の結果発表 各ステージのベスト10決定!	
披露・活用	10月	○三原市立図書館でも展示 図書の購入 配架	
読者拡大に向けて	11月	○感想シェアシートを各校に配付し, 感想募集 ○感想の共有	

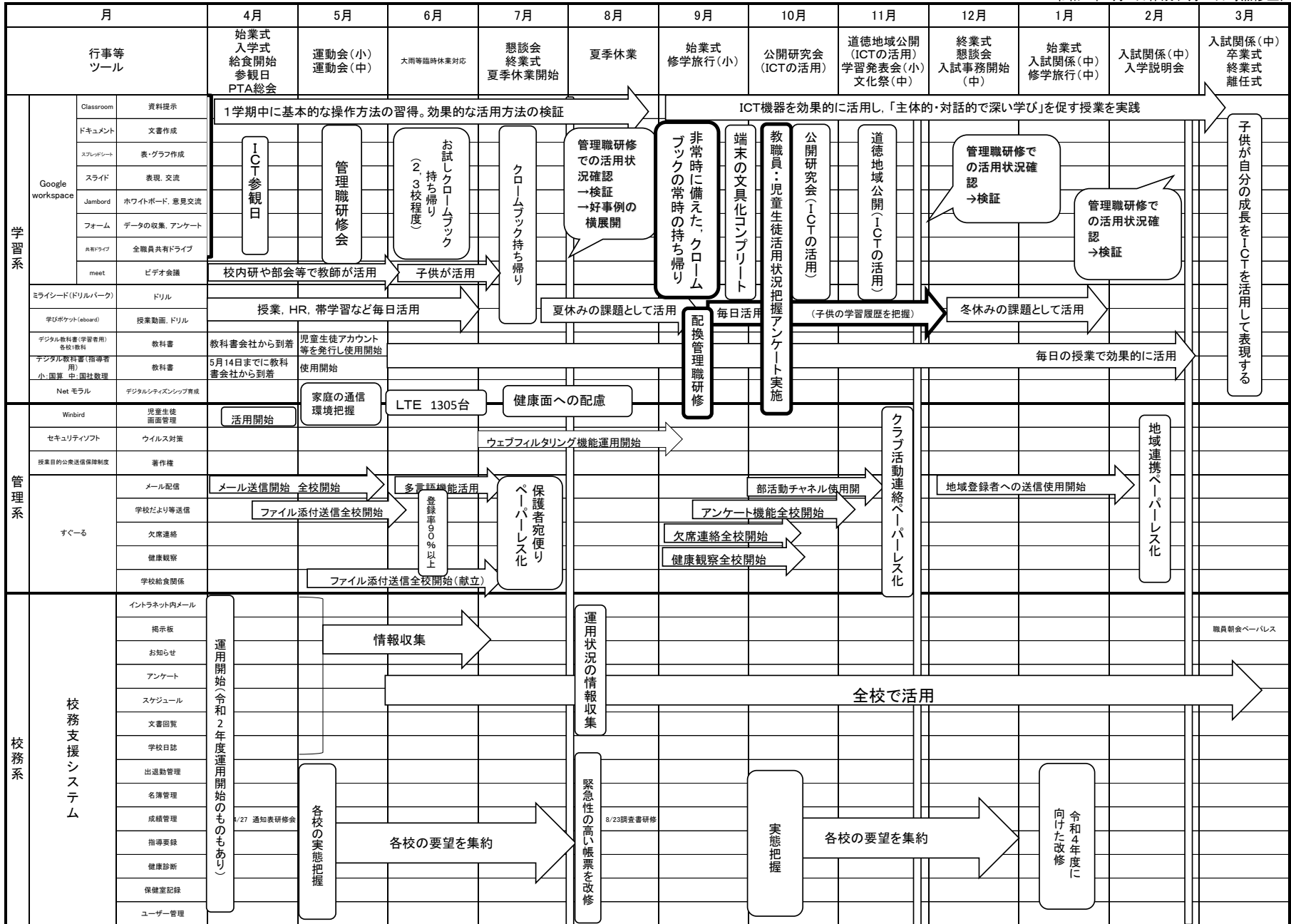
- 既存の活動等との連携やさらなる広がり
- ICT端末でつながる (投票, 宣伝ポップ, 感想の共有)
 - 子ども司書講座の活用
 - 各中学校の図書委員会(生徒会)の活動
 - 市立図書館との連携



選ぶ, 伝え, 読むことを通し, 主体的に読書活動ができる雰囲気醸成するとともに, 読解力向上へ

みはら GIGA レボリューション ～ 学ぶ楽しみ 知る喜び ワクワク感が止まらない ～

令和3年4月1日作成(9月16日時点修正)



指導主事 月1回ブロック訪問での状況把握

教師と子どもがつながる

子ども同士がつながる

世界とつながる

学校と家庭がつながる

学校と地域がつながる

情報がつながる

校内職員同士がつながる

校外の職員らつながる

すべての教職員が授業にICT機器を効果的に活用する

(仮称)「小学生わくわく体験」事業(案)

資料3 

- 小学生に、新たな学びの入口、好奇心を呼び覚ます機会を提供
- 社会教育に係る団体や事業者、活動を知らせる機会を提供
- ふるさと三原での体験を、興味関心へ

これからスポーツやってみたい！ どこいきゃいいの？

そんな小学生に 屋内スポーツを紹介する一日を

「スポーツのテーマパーク in みはら」(5月開催)

- 場所 リージョンプラザ 武道館
- メニュー 屋内で体験できるスポーツ・武道
- 参加費 検討中

知りたい！ やりたい！ なにかないかな？

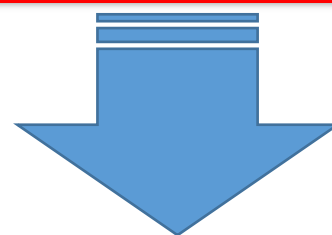
そんな小学生に ワクワクする体験ができる一日を

「学びのテーマパーク in みはら」(11月開催)

- 場所 中央公民館
- メニュー プログラミング・プラネタリウム・工作など
- 参加費 実費(材料実費相当額)



こんな楽しい経験ができる、三原っていいな！ こんなこと大人になってやりたいな！



学校外での体験が、ふるさと三原への思いへ

- 中学生に、学校内で体験できないスポーツ活動、文化活動を提供
- 関係団体が、指定管理施設を活用し、その機能を活かし、社会教育活動をサポート
- ふるさと三原への思いにつながる体験を

■ 内容

■ 開催内容	学校部活動がない又は少ない競技 (例 : 水泳・バドミントン・男子バレーボール)
□ 開催場所	指定管理施設 (平日夕方の体育館の利用者が少ない時間を活用)
■ 担い手	スポーツ関係団体
□ 指導者候補	スポーツ関係団体推薦
■ 開催日	平日夕方 (日数・時間は参加者の希望を踏まえて運営者が決定)



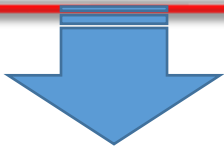
指定管理施設の機能を活用



スポーツ活動機会の提供



好きなスポーツができる、三原っていいな！ 大人になってもここでやり続けたいな！



学校外での体験が、ふるさと三原への思いへ

校則について

1 校則とは

- ・学校が教育目的を実現していくために、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定めたもの。
- ・各学校において、定められている。
- ・学校で社会規範の遵守について指導を行うことは重要なことであり、校則は教育的意義を有している。

●校則の例

- ・前髪は目にかからないようにする。前髪を不自然なカットにしない。
 - ・ソックスの色は白，黒，紺とする。
 - ・ベルトは黒で無地単色のベルトを着用する。
 - ・学校には，教科書・学用品等，学校生活に必要なものの以外は持参しない。
- ※お菓子，ジュース，タバコ，ライター，携帯電話等

2 校則の根拠法令

- 校則について定める法令の規定はない。
- 判例では、校則を制定する権限は、校長にあるとしている。
- 判例では、校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められている。
- 校則は、社会通念上合理的と認められる範囲で、児童生徒を規律する包括的な機能をもつものと考えられている。

3 校則の内容

- ・校則には、学業時刻などの規則だけでなく、服装、頭髪、校内外の生活に関する事項など、様々なものが含まれている。
- ・全国一律の校則はない。
- ・学校がその特色を生かし、創意工夫ある定め方ができる。

4 校則の運用①

- ・校則に基づく指導は、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導することが重要。
- ・教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみの指導になってはいけない。
- ・校則違反した児童生徒に懲戒等の措置をとる場合があるが、その際には、単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて、児童生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようにするなど、教育的効果を持つものとなるよう配慮しなければならない。

4 校則の運用②

- ・校則の指導が効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つことが大切。
- ・校則は、入学時までなどに、あらかじめ児童生徒・保護者に周知しておくことが必要。
- ・その際には、校則に反する行為があった場合に、どのような対応を行うのか、その基準と併せて周知することも重要。

5 校則の見直し①

- ・学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない。
- ・校則の内容の見直しは、最終的には校長の権限だが、見直しについて、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もある。

5 校則の見直し②

- ・校則の見直しに当たって、児童会・生徒会、学級会などの場を通じて児童生徒に主体的に考えさせる機会を設けた結果として、児童生徒が自主的に校則を守るようになった事例、その取組が児童生徒に自信を与える契機となり、自主的・自発的な行動につながり、学習面や部活動で成果を上げるようになった事例などがある。
- ・校則の見直しを学校づくりに活かした取組とすることが大切。
- ・校則の見直しは、校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていかこうとする態度を養うことにつながり、児童生徒の主体性を培う機会になる。